

回覧

令和2年12月17日

桜台自治会会員各位様

桜台自治会会長代理 荒牧 克彦

件名:桜台自治会会則改正プロジェクトのスタート

令和2年12月度本部役員会において桜台自治会会則改正プロジェクトが承認されたので改正作業をスタートさせます。

先日、桜台自治会会則の見直しチームメンバーの募集をしましたところ、以下の3名から参加希望があり、本部役員会で承認されました。

3丁目 森田 貞夫

4丁目 辻 史人

3丁目 桐田 勝夫

進め方については

- (1) 改正作業に当たっては、桜台自治会会則改正の進め方定めて、会長承認のもとに進めてください。
- (2) 改正作業は、来年4月の定期総会での承認を目指し進めてください。
- (3) コロナ禍の中での作業になりますので、できるだけ会合を避けEメールを活用して進めてください。
- (4) 今まで指摘されている改正が必要なポイントは
 - ①コロナ騒動等で定期総会、臨時総会、本部役員会を開くことができない場合の決議の方法について規定なし。
 - ②”事務局”が会則には規定なし。なぜか専門部の活動内容に専門部と同列に業務が記載されている。組織図では組織から浮いている状態。
 - ③桜台自主防災会が自治会の組織として会則で規定されていない。自治会組織とは別の組織であるかのように組織図にもない。
 - ④重要文書の保管をはじめ文書管理が規定されておらず、管理すべき文書が見つからない場合がある。管理すべき文書とは契約書(公正文書)、自治会の歴史に関するもの(議事録、広報誌等)、建屋に関する重要文書(図面、建築確認、補修経歴等)、高額資産の決裁文書、自治会法人化の検討資料等。
 - ⑤今後重要になる管理業務として、規程基準類の改正等維持管理、文書管理、パソコンデータ管理、議事録の作成や保管、防災・福祉など検討資料

や収集した情報等の管理があるが、管理すべき業務、担当者の規定が不明確である。

- ⑥専門部会活動は理事、班長の大きなロードになっているにも関わらず、業務内容は会則の前ページに「専門部会の業務内容」として紹介されているのみである。専門部会活動はどうあればいいのか、改善していくためには、期待される業務をもっと明確にすべきではないか。
- ⑦施設管理規定として「桜台自治会共用施設管理規程」があるが、今取り組みつつある屋上防水工事、外壁塗装工事の状況から判断して、この施設管理規程が機能していない。会則で施設管理の記述が不足しており、また「桜台自治会共用施設管理規程」で維持補修に関して補修業者に業務委託するようになっているが具体的対応ができていない。今後はボランティアで会員から募った専門的知識を持った施設管理担当が必要。
- ⑧会則の下の各種の規程、要領、手引き等の細則の改正は本部役員会が承認することになっているので、細則の制定、破棄等は少なくとも会則で規定しておくべきである。
- ⑨第31条(自治会館にかかる権利)2. で自治会館は会員の共有物になっており、登記簿謄本の記録を見ると過去に数件の売買があり、法的には現状では阻止できない。自治会館及び土地等の財産は会員の持ち分権のある共有物ではなく、持ち分権のない総有であることを、会則に追加する。総有に関する最高裁判決による必須事項は数項目あるが、会則で漏れているのは自治会が財産の管理団体であることである。

以上